

第六十五回 参議院建設委員會會議録第五号

昭和四十六年二月二十三日(火曜日)
午前十時八分開会

法政大学教授 内山 尚三君

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君
理事 上田 稔君
齋藤 昇君
松本 英一君

委員

大森 久司君
小山邦太郎君
佐田 一郎君
米田 正文君
松本 賢一君
二宮 文造君
高山 恒雄君
春日 正一君
田村 良平君
大津留 温君
高橋 弘篤君

政府委員

建設政務次官
建設大臣官房長
建設省計画局長
事務局側
常任委員会専門員

参考人

全国建設専門工事業団体連合会会長
全国建設業協会副会長
全国中小建設業協会会長
全国建設労働組合総連合技術対策部長
日本建設業団体連合会副会長
月橋 清一君
小川 耕一君
鈴木 光男君
今 洋君
前田又兵衛君

本日の会議に付した案件
建設業法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本法律案審査のため皆さま方のお手元に名簿を配付してございます六名の方々を参考人として御出席いただいております。
この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。本日は御多忙中、当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

申すまでもなく、わが国の重要産業の一つでございます建設業の健全な発展につきましては、広く各方面から要請されておりますが、当委員会におきまして、この機会に本法律案に深い関係をお持ちになつておられる参考人の方々から、それぞれの立場における忌憚のない御意見をお伺いし、審査の参考にいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

これより御意見をお伺ひいたしたいと存じます。が、議事の都合上、御意見をお述べ願う時間は、お一人十五分程度にお願いいたします。

なお、参考人の方々の御意見のあとで委員から質問がございますので、お答えをいただきたいと思います。

御意見を述べたいただきます順序は、月橋参考人、小川参考人、鈴木参考人、今参考人、前田参考人、内山参考人の順にお願いいたしますが、月橋参考人から、所用のため早目に退席したい旨の申し出がございますので、同参考人の御意見開陳

の限りを制御する方式を検討すべきである。
二、現行法の登録制度では、登録を受けるために提出しなければならない書類が複雑膨大であるため、施工能力には自信があつても、役所の書類作成にふなれた小規模業者には、きわめて迷惑な場合が少なくない。また前記したように、窓口担当者の書類審査であるため、りっぱに見える書類を代書人などに頼んで作成して提出すれば合格し、使用人の数、機械器具の保有状況など、申請書類の記載内容は適当に書いたものが少なくなく、信頼が置けないものが少なくない。極言すれば、悪質業者ほど企業内容をりっぱに見せるように書類をつくるようになる。したがって、新しい許可制度では実質審査をするのに必要な最小限の書類で済ませるよう考慮すべきである。

三、建設業界は、今後ますます増大する建設工事の需要を円滑に消化していくため、施工能力の一層の向上につとめる社会的使命を帯びておると考えるが、労働力を直接掌握し、施工の第一線を受け持つ建設専門工事業業者は、必ずしも企業の充実に力を注ぎ、施工能力の一層の向上につとめていたとは言えない。それは主として元請に対する従属関係がまだに解消せず、一方的な契約条件で仕事をいただいておる状態から抜けられないため、経営がきわめて不安定で自己の企業の将来に自信が持てないから、計画的に経営を拡大し、技能労働者を養成していくことができないのである。この意味で、今回の改正案の請負契約の片務性の除去、下請業者の保護に関する規定の創設は必ずしも十分と言えないが、専門工事業業者の経営の安定、施工能力の充実のために役立つことになることは期待される。それだけにこれらの規定が役立つためには、やはりその運用をきめこまかく行なわなければ実効があらぬと思ふ。元

ういづぐあいに考えております。

それから第三の御質問に対しては、契約時に元請、下請の場合に意見を聞かなければならない、これで私も心配をしておるの、意見を聞きつばなしの場合一体どうするだろうか。それを協議しなければならぬという趣旨のものに改めていただけないか。その場合には、価格を元請と下請双方が積算の対象であるならば、これが協議をしていけば私は妥当の線がそこに出ると思う。ある場合には安いときもある、高いときもある、こういうぐあいに元請さんがいい仕事ばかりをおとりでない、安い仕事もあるだろう。そういう場合にはそこで協議ができないか、意見を聞くというだけでなく、協議をしなければならぬとお願いができませんか、こういうことでございます。以上でございます。

○佐田一郎君 第一の三百万という限度については、これは二十八全職種にこれを適用したいというお考えですか。それとも、特殊な業種についてはもっと下げていいというお考えがありますか。この点いかがですか。

○参考人(月橋清一君) いま私が二百万円以上三百万と申しましたのは、この前の業法改正のときの物価指数と今日の建築指数の値上がり、労働賃金の仕上りの試算をしたものを出してみまして、そうしてどうしても軽微の工事の場合には二百万から三百万の線までは軽微な工事にしていただけないか、こういうのが私の考えてございまして、別に根拠というものは、ただ値上りの指数を一応勘案したものでございます。

○委員長(田中一君) ほかに……

それじゃ私、二伺ってみますが、従来にも月橋さんのような業種の方々、特に親方が大体元請と、まあことは荒いけれども、親分、子分というか、家主と何といいますが、おやじと子供のような関係で常に密着して、比較的安定した受注量というものがくるように、これは日本の伝統であります、なっておりますけれども、最近の傾向としてはどうなんですか。したがって、職方

は絶対に苦しませない。いつも育成してそうして自分の要求にたえてくれるんだというふうな通念が、少なくとも今日の近代社会じゃどうなんですか。

○参考人(月橋清一君) 明治から大正、昭和の初期までは下請は非常に元請さんのごやつかいになっております。また現在もなっております。ただ下請のいいなりでは元請企業そのものもこれからは成り立たない。元請さんも競争するためにどうしても下請を選別していくのが、私は正しいと思うのであります。いま現在やはり昔からの出入りしてある下請をどうしても使うためにそれを使用なさっているのが現状である。だが、元請さんは、いまのところわれわれが片務性を強く言いますのは、おまえができません、おまえの世話役はすぐ使うぞというの、現在盛んに下請から不満が出ておる状況でございます。下請はばかなやつが多いために、いままでめんどう見ていただいたためにどうしても本社の命に服するようなことをしております。私が片務性を強くお願いしたい、契約のときに協議していただきたいというの、結局下請がたかれますというところのしわ寄せが労働者に全部いってしまふ。これでは建設労働者になり手がなくなる。こういうことから元請、下請の立場を十分協議をしていただいて、そして下請が労働者を十分訓練、育成、宿舍その他社会福祉をやるように、下請にもう少し出していただけないか、こういうことから私は協議制ということをお願いするんですが、先生のいまおっしゃる下請、元請というものはこれは一つのものではあるが、いまは現実の一つではなくなっている。元請さんも採算がとれなければならぬ。元請さん現場責任者においてこれを決定するために、ともすると、下請の古いやつは使いづらくなってしまう。また単価もたげない。こういうことから古い下請は非常に現在苦しい立場に入っている、こういうのが現状でございます。

○委員長(田中一君) 他の材料とか、普通工事などの支払いも職方の支払いに対しては、非常に、

現金払いで支払い状態が非常にいいんだというふうなわれわれは理解しておるんですが、その点はどうか。

○参考人(月橋清一君) これは数年前の話ですが、ある大手の下請が倒産してしまつた。そういう場合に倒産してしまつて材料を納入した業者が元請の現場へそれを取りにいってところが、一度納入したものは出すわけにはいかぬ、こういうことでその材料納入業者が倒れたことがあるんです。こういうことで、われわれとしてはそういう下請を使った元請さん自体がいけないのであるが、これも何とかこの業法を改正のときに考えてやらなければならぬではないかというのを思っております。材料を納入しても一度現場に入れた材料は下請が買つて入れたんであります。下請が代金を材料業者に支払わなかつた場合にその材料を元請さんの、工事場から引き揚げるのができない、こういう例はありました。

○委員長(田中一君) 私が伺つたのは、ほかの材料業者等よりも下請に対しては支払いが非常にいいんだというふうな聞いておるんですが、その点はやはり同じような五カ月、十カ月の手形を払われるんですか。月橋さんの専門業者の下請が元請さんから支払つてもらうものは現金でもらうんですか。あるいは長期の手形でもらうんですか、代金は。

○参考人(月橋清一君) 手形が大体半分くらい、現金が半分くらい、こういうぐあいになっております。この支払いについて下請の意見を総合いたしますという、今度の改正案では完成の通知を受けた場合には二十日以内に払わなければならぬ。そして五十日以内に払わなければならぬ、こうなっておりますと、いまよりかえって悪くなるというふうなこともあるが、そういうこととは私はないと言っておりますが、みんなの意見はいまよりも悪くなるのじゃないか、こういうぐあいに、これをもう少し短縮をすることはお願いできないのかというのが、全部の意見でございます。

○委員長(田中一君) ほかに質問は……なければどうもありがとうございます。月橋参考人に一言お礼申し上げますが、今日は御多用のところ本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。どうぞ御退席ください。

次に、小川参考人をお願いいたします。

○参考人(小川耕一君) わが国経済の高度成長に伴いまして、わが建設業界の工事量も逐年上昇し、四十六年度は約十七兆に及ぶ膨大な建設投資が推定され、いまや建設業はわが国の重大基幹産業の地歩を占めるに至りました。しかしながら、一方業者数も毎年増加の一途をたどり、現行業法成立直後の昭和二十五年一月現在、約三万にすぎなかつた登録業者は、最近では約十七万の多きに達しております。その中で全国建設業協会傘下都道府県協会会員たる業者は大手中小を含めまして約二万四千、しかもその九八％は地元中小業者によつて占められておるものであります。しからば、十七万にも達する建設業者の増大は、一体何に基づくかと申しますと、まず第一に、建設業は企業そのものが成り立ちやすい点に、現行建設業法の輕易かつ画一的な登録要件に大きな原因があると考えられます。すなわち資格要件その他の不備はいたずらに建設業者の輩出を招き、過当競争を激化させ、ひいては粗悪工事により零細発注者をも含めて注文者の期待にそむく事態を生ずる等、対社会的にも好ましくならぬ結果となるのみならず、労働災害の頻発、倒産業者の続出等多くの好ましからぬ事態をかゝる要因となつております。かかる業界の現状に加えて、開放体制に向かうわが国経済に即応して、建設業の全面的資本自由化の時期も差し迫つており、新たな環境変化に対応することこそ緊要と考えられます。したがって、われわれはいまこそ建設業者の体質強化と業界の体制整備に邁進すべきであり、その意味におきまして、今回の建設業法改正案はむしろおそきに失するくらいであり、すみやかな御審議とともに、ぜひとも今国会における成立を熱望する

次第であります。

改正内容の注目すべき点の第一は、許可制度の採用であります。すでに現行登録制度に基因する問題点について申し述べましたが、加うるに、建設業は、河川、道路、港湾等の公共工事から民間の工場、個人の住宅建設工事に及ぶにない手として国民生活に重大な影響を持つております。したがって、その資質の向上をはかり、かつ業者の施工能力をそれぞれに高めることは、発注者保護の観点からも、また社会公共に寄与する点から大いに必要なことであります。

その第二は、請負契約関係の適正化であります。建設工事の請負契約は近來合理化されたといえ、なお力関係による発注者の有利性は強く、したがって片務性がいまだに残っております。

このたびの改正案で、第十九条——建設工事の請負契約の内容、第十九条の三——不当に低い請負代金の禁止及び第十九条の四の不当な使用資材等の購入強制の禁止等の改正事項はまことに当を得たものと考えております。

第三は、下請業者の保護等に関することであります。今回の改正案は、下請業者の保護について大きく取り上げておりますが、もともと各下請業者を指導管理しながら請負工事を完成している元請業者としては、その指導育成をはかることが、社会的にもはたまた企業自体にとつても当然の責務であろうと考えます。下請代金の支払い期日あるいは労働者の使用者であるところの下請業者が賃金の支払いを遅延した場合における特定建設業者に対する賃金相当額のたてかえ払い等の勧告措置等、下請保護に関する一連の改正事項は時代の趨勢に従つたものであり、またこれによりまして下請または地方中小建設業者の健全な育成に資するものと認められます。

さらに、本改正案では、経過措置により法律公布後三カ年の間は現行の登録を受けておれば引き続き営業を営むことができることになっておりますので、その間におきまして、企業体質の強化をはかるべきであると考慮しております。

なお、業法改正に関連いたしまして、今後は許可業者としての中小建設業者の信用を高めることが緊急の要務であり、これが指導育成について、特に格段の御配慮を賜りたいのであります。そのためには、まず中小建設業者に対する受注機会の確保を十分にはかつていただきたい。すなわち建設工事入札制度合理化対策に基づいて、中小建設業者の受注分野の確保を励行されるよう強く望むのであります。

次に、中小業者が経営基盤を強化し、将来の発展を期するため、合併または協業化あるいはジョイントベンチャー等を含む場合においては、これらに対して受注機会の確保に關し特段の配慮を払われたいこと。さらに中小建設業者の育成並びに省力化対策として、建設機械貸与事業の助成を積極的にお願いしたいのであります。

次に、建設労働力が極度に逼迫を告げておりますので、その確保対策並びに技能労働者の養成施策の積極的推進をはかられるとともに、労災補償給付額の引き上げについても、人命尊重を基本とする労働者の福祉施策の確立という観点から格段の御配慮をお願いする次第であります。

またさきに述べました標準請負契約約款の改正に伴いまして、今後はこれが完全履行と、その裏づけをなす適正な積算単価への反映につき、一その御尽力を賜わるとともに、最近とみに社会問題化してまいりました公害対策、特に建設業に關する問題点としては、一、公害対策工法、機械の開発に對する補助及び融資、二、公害対策用機械及び設備に對する租税特別措置、三、公害対策工法の指定、作業時間の制約に伴う能率低下及び残土等廃棄物処理に伴う費用その他設計積算への反映等が考えられるところであります。これら諸問題に對する適切な助成措置をも十分講じていただきます。今後ともわが国の建設業が健全な発展を遂げられますよう、特段の御配慮を賜わりたいと存する次第であります。

以上をもちまして私の陳述を終わります。
○委員長(田中一君) どうもありがとうございます。

した。

次に、鈴木参考人をお願いいたします。
○参考人(鈴木光男君) 現在の建設業法は、終戦後の米軍の占領下においてつくられたものでございまして、当時は、業者といはしめてもきわめて関心が薄かつた時代でございました。自來經過いたしまして、昭和三十年ごろから非常にこの問題に對して業界も考えるようになってきたわけでございまして、現在のごとく建設業が急速に進歩いたし、時代が大幅に変化を遂げまいりました今日には、必ずしも適当な法律ではないような点が多々あつたわけでございます。したがって、昭和四十二年に改正に取りかかりまして、検討に検討を重ねまして、今回登録制度を改め許可制度を採用して国会に提出されたわけでございますが、現行の登録ではあまりにも輕易かつ画一的なものにすぎないのでございまして、ここ数年間に登録業者の二割を増加すると思えば、またその半数ぐらいが脱落をするというやうな現状でございまして、固としてきわめて重要な産業でございまして建設業、特に国民一人一人に對しても、一生をかけての住宅建設等もございまして、したがって、責任の重い、重要な産業でございまして、また、半面、この産業は人命にもすべての影響がございまして、しかしながら、建設業者のごく一部の者には粗悪工事だとかあるいは建設中途におきまして倒産があり、それからまた建設労働災害問題だとか公衆災害、あるいは第三者の災害等がございまして、これらの観点からして、建設業法には施工能力、資力、信用等の一定のワケを設けて許可制にすることはきわめて望ましいということが言えると思ひます。

なお、本改正案に一般建設業と特定建設業とがありまして、一業種に階級制度ということとは必ずしも適當ではないと考えます。しかしながら、本改正案は、大きな者にはさらに高度の義務を負わすという一つの法令になつております。したがって、一般建設業者よりもきわめて重い義務を負わす段階をつくるということに對しまして

賛成であるわけでございます。

次に、請負契約の適正化の問題でございまして、現在も双務契約というたてまえはありますが、これは御存じのやうに契約約款等で問題にしておりまして、自來、この契約の双務的立場、いわゆる片務的な立場におきまして何か法律にこうしたことをはつきりあげていくべきであるというやうなことが、いわゆる昭和三十年ごろから私も考へ、この建設業法にこうしたことを織り込んでいたかなければならぬということを考へてきたわけでございまして、発注者の一方的な問題が多いたつたわけでございますが、本条項には各所にこの片務性を取り除く条項を取り入れていただいたということは非常に進歩的であるというやうに考へるわけでございまして。

次に、下請人の保護でございまして、従来はこうした具体的な保護対策というやうなものが規定されておりました。しかしながら、今回には非常に事ここまかに私はいろんな面であげられておる、これは非常に時代に沿つたものであると考へるわけでございまして。下請が意見を述べる機会があるとか、あるいは前渡金をもらつたときには即前渡金を下請に渡すとか、あるいは部分払いを受けたときにはそれをまた下請に渡すとかいうやうにきめこまかい配慮が行なわれておりますので、非常に下請擁護としては、私は本法案は適切なものであるというやうに考へておるわけでございまして。

次に、中小業者特に零細業者の指導といひますか、育成といひますか、そうした面から私考へますと、本法案の中に何かこうしたものを取り入れまして対象になる方法を考へていつたらどうかというものを考へております。ということとは、一昨年から行なわれました一級、二級の施工管理士の試験の問題等も、これからはずれておりますのはいわゆる零細業者に所属する方々でございまして、こうしたものが建設省当局においても実際に把握ができてない、いわゆる建設人口を調査するに他の調査の方法を取り入れなければならぬというやうな面がございまして、こうした面が

らこうした人のただ届け出だけでもして、建設当局がそれを握って指導ができる、育成ができるというような方法を織り込んだらどうか、こう考えておるわけでございます。特に私は中小零細業者の体質改善とか近代化を叫ばれております今日でございますので、国をあげてこの零細業者の指導育成というように法律に織り込んでいたらいかがでしょうか、こう考えております。

なお、この機会に特に中小業者の代表といたしましてお願いしたいことは、いわゆる大業者が中心になってまいりました現在の受注の問題を何とかして中小業者に受注機会を確保するような法律、そしてまた中小業者の伸びるような方法をさらに織り込んでいただく必要があるのではないか。それから特にいま当面する困つております建設労働者の確保の問題、技能労働者の養成問題等の対策を織り込んでいただきたい、というように考えておるわけでございます。

以上で終わります。

○委員長(田中一君) どうもありがとうございます。

次に、今参考人をお願いいたします。

○参考人(今津君) 本日は私もこのような機会を与えていただきましてたいへんありがとうございます。

私たちは、この建設業法の一部改正案につきましては非常に強い関心を持っております。それは私たち大工、左官等建設業に従事しております職人、労働者に大きな影響を及ぼすと考えられるからでございます。

とるものであります。以下、順を追って問題点について意見を述べてみたいと思ひます。

まず、許可制についての意見を述べたいと思ひますが、いただきました資料の中に提案理由が書いてございます。それによりますと、許可制の実施は建設工事の請負契約を規制することだと解されるわけでありまして、許可制の実施によって大企業が規制を受けることはまずないでしよう。規制の対象となるのは当然大工、左官等職人層だと考

えられるからでございます。元来、大工、左官等は請負行為を行なうことは少なく、俗に言う直営工事というものがほとんどでありました。建設業法第二条によれば、「建設工事の完成を請け負う営業をいう」ということになっておるわけでありまして、かりに直営方式でありまして、工事の完成を約束すればそれは建設業だということになると思ひます。直営方式と申すのは、材料等は建築主つまり発注者が購入して、職人は技能を提供して、発注者から賃金を受け取る、こういう方法でございます。この方法は今日でも地方ではかなり残っております。都会地では一般的に請負化が進んでおりますが、また、大工事においても数次にわたる下請が行なわれておりますが、かなり末端まで大工事の場合でも請負化が進んでおります。直営方式においても技能を提供する職人のほとんどが仕事の完成を約束しております。したがって、現行法でも当然職人は建設業を営んでおるといふことになってしまふわけでありまして、

ところが、元来技能提供を主にしておりました私たち大工、左官等、資本力も財産もございませんし、裸一貫、腕一本、これが唯一の私たちの元手でございます。それに許可制が実施されますと、許可条件を満たすことが非常に困難になるわけでありまして、これらの事情を反映して衆議院では附帯決議で、政令事項に属します軽微なる工事の範囲を定めていただいたわけでございます。また、今回の改正案では業種別許可制がとられております。大工の場合は木工事のほかに小さな工事におきましては建築一式を受けることが多いわけでありま

す。つまり一軒をまわめていくということが多いわけでありまして、今日のように新建材それから新工法がどんどん開発されていきますと、また手不足も加わりまして、左官屋が塗装の分野にまで進出したり、ガラス工が建具工事まで手を出したりしておるわけでありまして、改正案では附帯して許可以外の仕事を請け負つてもよいということになっておりますけれども、左官の許可を受けた者が塗装のみを許可なしで受けることはできないことになっております。このような規制はきわめて現状に合わないと思ひます。今後、現在の手不足が早急に解決する明るい見通しがないようでございます。現在の建設業の生産性が問題になっております。折、むしろこまかく細分化していくよりも、多

能工的方向が望まれているわけでありまして、また、この分類でいけば、プレハブ組立業等は一体建築一式に入るのかどうか、このことも不明確であります。

以上のように業種別許可制は非常に不合理だと思ひます。また、私たちは前にも述べましたような理由によりまして、もともと企業形態を持つた業者ではないのでありますから、それに許可制を実施されるというところは、職場を失うに等しい打撃を受けるわけでありまして、しかし、一方では請負化が進むという状況の中で、職人は死活問題というところまで思ひつめておるわけでありまして、したがって許可制については、強く反対をいたします。

従来の直営方式では、建設工事原価はきわめて明瞭に発注者につかめるわけでありまして、材料費はすべて発注者が支払いますし、付帯設備工事も直接支払います。職人は、すべて何人の職人が何日働いたというように発注者に届け出て賃金を支払つてもらうわけですから、一銭のこまかしもないわけでありまして、しかし反面、発注者にとつては、こうした方法は、一体着工から完成までどれだけの工事費がかかるのかという、予算面でつかぬという不便さがございます。また、天候に左右され、あるいは台風、火災等の不測の危険に對

して、すべて発注者がその損害を負担するというような問題も直営方式の中にはあるわけでありまして、ですから、これらにどうにか改善することによって、大工、左官等の従来の職場が守られるようむしろ建設業法の中で考えていくのが、最も現実的なものだと思います。

次に、第二の労働者保護の問題であります。改正案第二十四条の六及び第四十一条の第二項に労働者に関する規定がございます。建設工事は元請の責任において進められるという原則を建設業では確立する必要があります。しかも、数次にわたる重層下請が現状であります。よく私どもには、賃金不払いや労災事故について労働者から訴えがございまして、会社に行つていろいろ交渉しますが、なかなか重層下請の中ではうまく解決できないのであります。私契約の中に建設業法が介在できない、こういう事情はわかるのであります。が、それではあまりにも労働者がみじめであります。元請が発注者から一定の工期と金額で引き受けてきた工事に対して、一体どれほど下請側が意見を述べることができようか。しかも、毎日毎日元請側は工事監督者が指図をして仕事を進めているのですから、当然これらの問題にも責任があるわけでありまして、ここが他の製造業の下請と建設業の下請と異なる点であります。特に賃金不払いについては、元請が最終的に補償するよう明記してほしいと思ひます。勧告ができるという表現ではきわめて不満であります。また、事業主負担となる軽微な業務上の傷病についても元請が最終的な責任を持つこと。たとえ下請が雇用する労働者であろうと、元請が健康保険、失業保険あるいは建設業退職金の加入状況をチェックすることとは、義務として実施するようにしてほしいと思ひます。

労働者養成については、これは職業訓練法の分野に属するわけでありまして、少なくとも企業内に、あるいは小さい業者がそれぞれ共同して実施していく職業訓練については、建設業法の中でも特段の義務づけを行なう必要があると思ひます。

しかも、そこで養成された技能労働者を、もともとと優遇する措置を当然考えなければならぬと思ひます。そういう点では建設業法はあまりにも請負契約あるいは工事の施工体制、こういうものには走り過ぎて、むしろ建設業のピラミッドの底辺にある三百万をこえる人間の問題をないがしろにしているのではないかと感じが非常に強くするわけであります。

第三の問題は、改正案第二十四条の二から五に至るまでの各条のうちで、特に二十四条の四による検査及び引き渡しの規定であります。下請として仕事の完成から支払いを受ける日まで、改正案によりまずと最長七十日かかることになっていくわけであります。しかも、元請が前払いを受けても、下請には前払いをするという義務はございません。配慮せよということであつて義務はないわけでありますから、元請、下請との関係でいけば、かなり改善されたといつても、片務性はまだまだ残つております。しかも、これらの規定に違反しても、あるいは先ほど申しましたように労働災害を多発しても、あるいはそれを一向に改善する努力をしなくても、賃金不払いを幾ら起こしても、許可を取り消されたり、あるいは更新時に不許可になるといふ、こういう規定は全く建設業法の中にはないわけでありますから、したがつて、零細な職人には非常に過酷な許可条件を課しておいて、難なく許可を取れるものに対してはきつめて甘いという印象を受けるわけです。

こうして見てきますと、今回の改正案は、小零細業者に対してはきつめて過酷でございまして、その他の業者に対しては非常に甘い改正案だと考えざるを得ないわけであります。したがつて、私どもは基本的にこの建設業法の一部改正案については反対をいたしたいと思ひます。どうか私たちの意見を参考とされ、今後十分な御審議をお願いする次第でございします。

○委員長(田中一君) どうもありがとうございます。では、前田参考人をお願いいたします。

○参考人(前田又兵衛君) 前田でございます。当委員会の諸先生には建設業界といたしましてたいへん御厄介になっております。また業法改正ということにつきましてもいろいろ御審議をいただきましてまことにありがとうございます。この機会に一、二御意見を述べさせていただきます。

まず、その第一点は、登録制から許可制に切りかえられる点についてであります。建設業者数は近年急速に増加しましてすでに十七万に達しておりますが、これが過当競争を誘発して、出血受注を余儀なくされ、ひいては企業倒産に追い込まれて、発注者に多大の御迷惑をかけることなども懸念されますので、まことに憂慮にたえないところであります。本来技術、信用等において一定の条件を備えることは、受注産業に携わるわれわれ業界人として平素心がけるべき最も重要なことでありと考へますので、業界全体の社会的信用を維持するためにも、この際許可制による取り扱ひに切りかえていただきたいと思います。まことに時宜を得たものと考へます。なお、今後適用除外基準、許可基準等の政令事項の決定につきましては、その適正を期するため慎重な御配慮をお願いいたしたいと存じます。

第二の点は、建設業の体質強化の必要と本法案の関係についてであります。建設需要は逐年量的に増加する一方、質的にも技術の高度化、施工の効率化等への要請が高まっております。したがつて、企業経営の近代化、労働力の逼迫に対応する省力化工夫の開発等の課題を解決せねばならず、対外的にも資本の自由化に備えて国際競争力の強化、海外市場への進出体制の整備等の対策を早急に進めねばならぬと思ひます。このような建設業の体質の近代化は、単に業界自体の企業努力だけでは解決できないのであつて、それには建設業の位置づけに必要な法体系が不可欠の要件であると考へます。今回の法案の内容として業種別

の許可制をとられたこと、さらに特定建設業の資格要件をきびしく規定されましたことは、前述の観点からしましても、また業界の今後の動向にか

んがみましても、当を得たものと考へます。

第三点は、請負関係の片務性の是正と元請対下請関係の適正化についてであります。受注産業である建設業は発注者との関係においてたとえは物価、労賃の上昇に伴つて工事費の是正を必要とする場合が起りますが、往々にして注文者の意向に従わざるを得ないのが現状であり、このことがひいては元請、下請間の工事費にも好ましくない影響を及ぼす結果となります。今回の改正案は、片務性を是正する立場から請負契約の重要事項についてその内容を明確化することを規定し、さらに不当な請負代金の強制等を禁止することを明らかにし、下請関係も含めて請負関係を適正化することが明文化されておりますので、今改正により今後の契約上の改善について大いに期待すべきものがあると信じます。

第四点は、下請業者の保護に関する本法案の内容についてでございます。御承知のとおり建設業界においては、元請業者の下請あるいは専門業者に依存する度合いが、他の産業よりもはるかに大きいのであります。したがつて、下請業者層の体質が脆弱であつては、元請自体の企業活動にも影響するところが少なくないのであります。今回の立法が下請代金の支払い関係の適正化、あるいは労働法規の順守に関する指導等を元請業者の義務として規定されましたことは、建設業界全体の資質を向上させる意味において注目すべきことと考へます。しかしながら、本改正により特定建設業者の社会的責任が加重されることに対しては、今後これに積極的に対処する決意が必要であると痛感しております。

以上今回の立法に対する所見を申し述べましたが、前段に申しましたとおり、建設投資額が国民総生産の上に占める重要性からして建設業界の使命は容易ならぬものがあることを自覚するとともに、業界全体の立場に立つて本法案の趣旨を十分理解し、今後とも懸命の努力を重ねる所存でございます。

最後に、本改正はかねてから陳情を重ねてまい

りましたので、建設業界多年の宿望でもありますので、一日もすみやかにその成立を見ますよう心からお願ひをいたします。私の公述をこれで終わります。

○委員長(田中一君) どうもありがとうございます。最後に、内山参考人をお願いいたします。

○参考人(内山尚三君) 内山でございます。わが国のように建設投資が盛んな国では悪い、信用のできない業者が建設業界に入ってくる可能性が多分にあるので、よい業者を育成し悪い業者を排除するという意味で、すなわち憲法に規定しております営業の自由の原則がそこをわれない限り、すなわち業者数を単に減らすために許可制をしくということでない限り、やはり当然の成り行きであると思ひます。しかし、ここで考えなければいけないことは、まじめに営業を、仕事をしておる業者、すなわち一人親方あるいは小さい工務店などが許可制によつて排除されていくということになりまして、昨年住宅地審議会が発表されましたように、今後十五年間の住宅建設のうち、三百万戸のうちの二百万戸は一人親方あるいは町の小さい工務店に手を借りなければならぬというふうなことから考へましても、そういう方向にいかないようにはいかなければならぬと思ひます。その点で、今回の改正で一般建設業と特定建設業に分けて許可基準に難易をつけましたことは、賢明な処置であると思ひますが、しかし、一般建設業者の許可基準などは政令にゆだねられておりますので、この点がどういうふうになるかというところは、私としては大いに関心を持たざるを得ないわけであります。

次に、建設業の許可制は公明正大によつて行なわなければならないのであります。不当な圧力によつて本来許可すべきでない業者が許可されるあるいは当然許可になるべき業者が許可にならないというふうなことがあつてはならないわけであります。その点から考へまして、今度の建設業法の改正におきまして、アメリカなどで行なわれて

おりますライセンズの委員会というものが設けられて、そこで公明正大に許可を与えられるということがないことは、非常に遺憾であります。このことはたぶん地方自治体などに多大な財政的な負担をかけるということを配慮して設けられなかったのではないかと思います。しかし許可制をしくならば徹底的な許可制を以て、よい業者は育成し悪い業者は排除していくということではなければ、建設業の許可制は大きな意味を持たないのではないかと申すわけであります。

第三に、今回の改正案を見ますと、下請業者の経済的地位を強化するということが、目的の一つに掲げられております。これは当然の成り行きでありまして、現在深刻に社会問題にもなっております労働力の不足というものは、元請と下請との間が対等な権利義務関係ではなかった。そのため下請が、いろいろ矛盾が労働者、末端の建設労働者にしわ寄せされるということになつてゐるわけでありまして、建設労働力の不足はしばしば問題になつておりますが、これは労働災害や賃金の不払いということ、建設業は危険な産業である、近代的な経営をしてないということ、若年労働者が入つてこないという悪循環が起つておりますので、この点は十分考えなければならぬと思ひます。そういう意味で元請と下請との関係を近代化しようと考えた今回の建設業法の改正には賛成したいと思ひます。

ただ、問題にいたしたいと思ひますのは、四十一條二項で、下請の賃金の不払いがあったときには、元請がその立てかえ払いを勧告することができると規定されております。これは建設労働力の不足を解決するためには、賃金の不払いなどの問題が起つた場合にそれを解決するためには、一番強い元請に負担をさせるというふうに考えたわけであると思ひますが、私はこの点はやはり下請対策についての考え方の混乱があると思ひます。私といたしましては、下請はやはり労働供給業者としてではなく、職別工事業者として独自の経営をする、強化していく、元請と下請との関係

は発注者と受注者という、そういう関係であるべきでありまして、したがつて、第一の下請が責任を負うというふうにするべきであると思ひます。そのためには、下請を独立した企業として育成していくという方向がとられない限り重層の下請が行なわれまして、一番末端の関係ではどうなつていくかわからないということが起るわけでありまして、その意味で重層の下請を排除していく、なくしていくという方向を建設業界、監督官庁は考えていくべきではないかと思ひます。

次に、今回の建設業法の改正が考えられましたのは、建設業界の長い歴史であります。このことと秋から始まり資本の自由化ということから考えますと、外国から入つてくる建設業者に、その国で許可制がしかれてゐるというならば、わが国でも許可制をしきまして、対等な関係になつていかなければいけないということはある得ることだと思ひます。建設業界は現在いわば転換期に入つております。と申しますのは、建設投資が盛んになり、景気が後退するということになりまして、ほかの産業から建設業に侵入してくるということがあるわけでありまして、このことは、毎年建設省が発表いたしました年間完成工事高のランクなどを見ますと、商社会社などが上位を占めてくるという点からも考えられるわけでありまして、さらに、資本の自由化という問題が起りますと、現在建設業界のなわしになつております入札協定、これは指名入札と関連があるわけでありまして、そういうものがやはりだんだんくずれていくのではないかとこのことを考へておかなければならぬと思ひます。その場合に、建設業界に混乱が起らないように、やはりほかの侵入する産業、あるいは外国から入ってくる建設業者とも競争できるように体質を改善していく必要があると思ひます。

次に申し上げたいことは、しばしば問題になつております、今度の建設業法の改正におきまして目的の中に入つております発注者と受注者の契約の問題であります。この契約は、戦後建設業

法が改正され、中央建設業審議会などが設けられまして、標準約款ができましたので、戦前と比べましては非常に進歩しておりますけれども、私どもから見ますと、まだまだ対等を双務的な関係になつていない点があります。これはひいては元請と下請の関係を対等な関係にしないことになり、下請を圧迫することになり、さらにそれが労働力の不足の問題につながつていくわけでありまして、それと同時に問題にいたさなければならぬのは、適正な単価で発注するということであります。現在のように労賃が上がり、これは当然なことでありまして、労賃が上がり、あるいは資材が上がつてゐる場合に長期的な契約を行なう請負契約におきましては、やはりこの問題を十分考へて発注しなければいけないと思ひます。そうであるけれども、景気後退のために発注を急ぎまして、実際に労働力の不足のためにその工事を消化できないということが起り得るわけでありまして、社会資本の充実ということが叫ばれておりながら、実際に労働者の不足というところで工事を消化できないということが起つてくることは、十分あり得るわけでありまして、

その点で私が特に指摘しておきたいことは、建設省の発表しております建設白書によりまして、昨年の白書では、「建設労働力の動向」ということで、「一般的な労働力不足が深刻化するなかで、建設業での労働力の確保がいつそう困難となつてゐるものと思はれる。」というふうに、建設労働力の不足の問題を指摘しております。これは逆に、昨年の暮れに発表になりましたように、総理の諮問機関、である雇用審議会におきましては、「低生産部門から高生産部門への誘導を円滑に進めるために、労働力の傾斜配置構造の実現をはかることが必要である」ということが強調されております。その中で、建設業は、「卸売り、小売り業や繊維製品などと並んで誘導の必要性が最も少ない部類に入れられてゐる。」、すなわち建設業における労働力需給がすでに逼迫から緩和

の段階に入つてゐるとする見解が述べられてゐるわけでありまして、こういう見方が一部にあるということでありまして、こういう点におきましては労働力の不足というものの対する政府の見解の相違がある。この点十分検討していただきたいと思ひます。

先ほども申しましたように、よい業者を育成し、悪い業者を排除していくという意味での許可制であるとすれば、これは当然でありますけれども、しかし、単に業者数が多くなるからそれを排除制限していく、既得権を守るといふ意味では、建設業の許可制をしいた意味がなくなるわけでありまして、その点で私が最も心配することは建設業の許可制をしくについて十分な予算の裏づけがあるかどうか。そういったと、許可制というものが非常に不完全なものになりまして、せっかく許可制をしきまして、悪い業者に許可が与えられ、一般の公共の福祉に反するような現象が起るということになるわけでありまして、

社会資本の充実ということとは佐藤首相はじめ各方面で叫ばれておりますし、私どももいたしましても住宅問題あるいは道路の災害、交通事故などを考えましたときに、社会資本の充実ということがこれから進めていかなければいけないわけでありまして、それを現実にするのは建設業者でありまして、そういう意味でやはり建設業者、これは建設業の労働者を含めまして建設業に対する理解が、非常に世間では少ないのではないかと。このままほつておきますと、労働力の不足というやうな問題から、ますます矛盾が大きくなつていくのではないかと申すわけでありまして、これをもちつて終わります。

○委員長(田中一君) どうもありがとうございました。以上をもちまして参考人の方々の御意見を拝聴いたしました。それでは質疑のある方は、御発言願ひます。
○二宮文造君 参考人の方々にたいへんお忙しいところ、ありがとうございました。ただいま貴

重な御意見を伺ひまして若干私お伺ひしたいと思ふのでございますが、まず最初に内山先生にお伺ひしたいと思ひますが、御承知のように、今度の業法の改正の提案理由として、「近く予想される全面的な資本の自由化に対処して国際競争力を強化するため」、こういう重要な一項目がうたわれております。ただいまも御意見の中で、たとえば指名入札制度に混乱が起るのではないかという若干の御意見はいただきましたけれども、その外国資本の進出に對してわが国の建設業がはたして太刀打ちできるかどうか、いろいろな影響が考えられるわけでありまして、大手あるいは中小と、こう分けて考えた場合にどういふ影響が予想されますか、若干の補足をいただきたいこと。それから、この改正案がはたしてそれに対応できる有効な手段となり得るかどうか。これに対する御意見もあわせてまず最初にお伺ひしておきたいと思ひます。

○参考人(内山尚三君) 私は十分まだこの問題について考えておりませんので、御返答できるかどうかわかりませんけれども、一例をあげますと、大林組がハワイでホテルを建設するとき、御承知のようにハワイ州は許可制をしかれておりますので許可をとらなければならなかつたわけでありまして、アメリカの建設事業の許可制は日本の許可制とだいぶ違つておりまして、許可を受けるためにはもういゝゆる試験を受けなければいけない。試験を受けるためには、一つは筆記試験で経営者としてのなるべく十分な知識を持つていけるかどうかという点であります。この点、私は今度の建設業の許可制で経験年数というものがうたわれまされたのは、何も経験のない者がいきなり建設業を始めるといふことがないというに考慮のもとでこういうふうになつたと思ひますけれども、日本の場合よりはるかにきびしくて、いわゆるペーパーの試験を受けなければいけない。それからもう一つは、その試験に合格いたしまして、いわゆる信頼できる人間である、過去において悪いことをしていない人間であるかというよう

なことで許可を受けることになつております。聞くとところによりまして、やはりなかなか、試験は通つたけれども、これは先ほど言ひましたようにライセンスの委員会がありましてそこでできるわけですから、大林組がハワイに入つてきたならばほかの業者も入つてくるのではないかと、いふようなことでいふ波つたものでないかと思ひます。この工事だけというところで許可を受けた。あとの工事はあらためてまた許可するというところで許可を受けたというものであります。ハワイは御承知のように非常に建設投資の少ないところでありまして、外国の業者ももちろんそうでありまして、けれども、むしろメインランド、すなわちカリフォルニア州あたりから業者が多数入つてくると困るというふうなことで、委員会を設けてなるべく許可をしないという方針をとつておるようでありまして、聞くとところによりまして、ある職別工事業者、電気工事業者だつたそうですが、それがカリフォルニア州からハワイに入つてきて許可を受けようとして許可を受けられなかつたので訴訟を起したというふうなこともあつたと聞いております。そういう意味で、両方を許可制にする、対等な関係にするという点におきましては意味があると思ひますが、しかし、先ほど言ひましたように、わが国の場合では委員会制度でありまして、いろいろな圧力で許可せざるを得ないというところが起り得るのではないかと思ひます。その場合どういふ形で入つてくるか。これは自動車産業などとの関連で考えまして、やはりあくまで自分の資本を守つていくという立場で、外国の資本、現在は五〇％でありまして、もういふことで現在の苦難を切り抜けていくという業者が出てくると私は思つております。特に日本でホテルを建てようとかマンションを建てようといふような、そういう業者が、不動産業者などの計画がありまして、その息のかかつた建設業者にやらせたいというふうなことで、日本の建設業者に資本を投資して、そしてやつていくということ

は考えられていいのではないかと思ひます。その場合に私は、現在の状態ではどうも負けてしまふのではないかと、いふような心配を非常にしているわけでありまして、まあこの点におきましては、私といたしましては、建設業界の全体が資本の自由化についての取組み方がおそかつたのではないかと、いふふうに考えております。

(委員長退席、理事松本英一君着席)

○二宮文造君 ありがとうございます。それで、ただいまもアメリカにおける許可制というものを例を引ながら御意見を伺つたわけでありますけれども、御承知のようにアメリカは許可制を採用しているたゞ一つの国だ、こう聞いております。しかもアメリカでは大体、許可にあたつて試験をする。しかしそれは必要なことは、いわゆる業界のモラルといふものです。それともう一つは法律的な、あるいは技術的な知識、これを重視して、むしろ資本だとかあるいは機械設備だとか、そういうことはあまり重点にしない。といひます。その点、それはそれからボンド制度ですか、これが確立しておりますので、むしろそういう技術的な面あるいはモラルの面、法律的な知識の面、これを重視してライセン委員会を検討する、こういうふうになつておりますが、今度の改正案における許可制の主眼点となつて、政府の提案によりまして経営経験だとか、あるいは技術者の有無だとか誠実性だとか財産の基礎とか、こういうものを要件にあげている。しかも、おっしゃるとおりライセン委員会がございまして、一方、業界の現在の登録の数を調べてみますと、四十五年十月三十一日現在で、大臣登録業者が五千九、それから知事登録が十六万九千六百三十二、こういう数字があげられております。しかし、現在建設省の建設業課に登録に携はる職員はわずか十一名なんです。地方のことも考えてみますと、これらの程度の人数で登録から許可制への切りかえといふことが、審査にあたりまして十分に行なえるかどうか。先ほど、予算的な裏づけといふこともおつちやつておりましたけれども、まず

審査の陣容が整つていないのじゃないか。考えられますのは、商品取引の仲買人の許可制のときと同じように、何かあれば、非常に評判の悪かつた二十五社の方が条件をそろえているからというので、自動的に許可になつてしまつたといふようなことが再び繰り返されるのではないか。だから、せつかく許可制をとるとすれば、もう少しそれに整つた要件といふものを、改正にあつて用意すべきではなかつたらうか、こう思ひますので、この点いかがでしょうか。

○参考人(内山尚三君) その点私も同感でありまして、許可を何のためにやるかといふことですれば、そのためにはやはり本格的な許可制をしなければ、単に登録を許可に切りかえるといふようなことになつてはいけないと思ひます。そういう点においてやはり建設業といふものに対する重要性の認識といふものが非常に浅いといふことから、そういう安易な考え方で建設業の許可制といふふうな点に考へていったのじゃないかと思ひますが、その点は全く同感でありまして、ボンドの制度が御指摘がございまして、ボンドの制度があまりと、そこで工事を取つてもボンドをつけてもらへなければ工事をやることができないといふことで解決するわけですが、それでないといふは、やはり一定の財産的なものがなければ、これは頼むほうもあふなくて頼めない、途中で投げ出されてしまふといふような懸念がありますので、そのかわりに財産といふものが掲げられたと思ひます。ただ、私は先ほど言ひましたように、建設労働者、たとえば大工の技術を習得して、そうして働いてお金をためて、今度は親方になつて、そうして許可をもらつていくといふ、そういう道がやはり開けてなければ、これは営業の自由の原則にも反しますし、建設業に入つてくる労働者も大いに将来伸びようといふ有能な若年労働者が入つてこないのではないかと思ひますので、そういう点にはやはり政令なども考慮に入れてやるべきではないか。特に一般建設業においてはその点を考えなければいけないと思つております。

○二宮文造君 それからちよつと御指名が適切でないかもしれないけれども、今参考人に御意見を伺いたいと思うのですが、衆議院の附帯決議に、許可の適用が除外される業者の範囲というものを「工事一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては三百万円に満たない工事若しくは延面積が百平方メートル未満の木造住宅工事、その他の建設工事にあつては百万円に満たない工事とする」と。こういう適用除外の範囲を附帯決議で要請してあります。これによりまして、普通の規模の住宅工事というのは大体これに入るのじゃないか。で、消費者保護という立場からお伺いするわけでありまして、こういう適用除外を設けて、そうして業者をそのまま野放しにしておいていいかどうか。これはもしできるならば、小工事業法ですか、そういうものをつくられて都道府県知事に登録させるというふうな考え方でいいからどうかと思うのですが、この点についての御意見はいかがですか。

○参考人(今洋君) その三百万円という金額では、かなり、現在の建設工事費から見ますと小規模なものにならないを得ません。現在住宅金融公庫の場合には、大体百二十平方メートルまで融資対象になって、それ以上のものについては融資対象にならない。たとえば百五十平方メートルの住宅を建てるとすれば、百二十平方メートルまでの工事については対象になるけれども、あとの三十平方メートルについては全額除外される、こういうことになっているのでございますが、近年農村地帯はこれは戦前から農家住宅を改築なり新しく建て直す、こういうことが行なわれているわけですが、御承知のように、農村では非常に住宅が不足に大きいわけですね。大きいのは私は必ずしもいいとは限りませんが、不必要に大きい。しかし現実には大きい住宅が発注になる。それらの平均が大体四十五坪ですから百五十平方メートルぐらいになっておるわけです。しかも農村では先ほど申しましたように比較的直営方式が多いわけでございます。近所の大工さんに頼む、しか

も材料費については施工主が直接払い、労賃でこちらに技術を提供する、こういう形が多いわけですので、それらをすべてカバーするということがなれば、私どもの立場から考えれば、できれば百五十平方メートルぐらいまで上げていったほうがいいというふうに考えます。それから二番目の、それでは全く野放しになってしまつて消費者保護がはかれない、こういうことになると思ふんですけれども、この問題がここところ二つございまして、確かに不良業者がいることは事実でございますが、私も否定はいたしません。ただ私も非常に非難される場合に、最近新聞紙上でも問題になっております木材の規格のあいまいさ、つまり施工主は当然一等材料として頭の中に描いているイメージが、実際に消費された一等材料というのが不足らず、あるいは品質不良、こういうことがあります。それから新しい建築材料でも的確な検査なり、的確なチェック機関がないためにかなり不良品が出回っている。それらをつかまされて施工した場合に、すべてそのしわ寄せは私どもが引き受けてしまふわけですね。なぜ大工さんこんなものを使うのだ、非常に悪い材料じゃないか、半年もたつたらこんなになるというふうな形で、そういうことから片方で業者ばかりいじめるんじゃないかと、やはりそういう建築材料に対するいろいろな規制なり規格の統一なり、こういうものがはかられてきませんと、大工、左官が悪い悪いで一方的に私たちが泣かされてしまふわけです。そういう問題があるということだけ一つ頭に置いていただきたいと思います。その上に立ちまして小工建設業法等について私どもが全く考えないというわけではございませんでしたし、私どもは建設省の住宅局のほうには、ひとつそういう一般消費者のためにやはり全国各地を適当な単位に分けて、あるいは一つの県の中でも三つ、四つに分けて、そしてそういう小さい単位での住宅センター的なものをおつくりになつたらいかでしよう、そこへ大工、左官等を登録しておいて、そして消費者がどういう大工さんに頼んだらいいか

なあと、わかんない人についてはそこが一つのアドバイスをする。そして自分の知り合いに大工、左官等がいるからその人に頼もうという人は、別にそこでお世話しなくてもいいわけでございますから、したがつてそういう方法も一つの方法だ。あるいは大工、左官等の立場を考えて小工建設業法なるものをおつくりになるのもけっこうだ。たとえば造船の場合には、木造船をつくる場合何法律があるように聞いております。私不勉強で内容はよくわかりませんが、そういうことを聞いておりますので、そういう形で考えられるものもけっこうあると思います。いずれにしても、やはりいまの許可基準で財産等を要求されると非常に私どもはつらい、過酷である、こういうふうに考えます。

○二宮文造君 ありがとうございます。

それからもう一点お伺いをしたいわけですが、先ほど各参考人の御意見として、建設業が当面してあります技能労働者の不足、こういうことについてお話がございましたけれども、これはどういうわけですか、欧米各国ではどういうふうな施策を講じているか、これはまあ御意見としてありますからお伺いしたい、また当面業界としてこういうふうなことはぜひ対処してもらいたい、こういう御意見がございましたらお伺いをしたいので、この点につきましては、日建連の前田参考人と、中小の業界の団体と伺つておりますが全中建設業協会の小川さんにお伺いしたいのです。それからもう一点、たいへん恐縮なんです、先ほど内山先生の御意見で、資本の自由化になつて外国資本が入つてくると、いろいろなことが考えられるけれども、非常に負けてしまふのではないかと、あるいは心配もある。したがつて特に全国建設業協会に加盟の会員の方で経営の合理化とか生産性の合理化あるいは省力化という問題についてどういうふうに御検討されているか、この点をお伺いしておきたいと思うのですが、たいへん恐縮ですがお願いしたい。それで終わりにしたいと思ひます。

○参考人(前田又兵衛君) 御指摘の技能労働者が非常に足りない、特に最近そういう状態でございますが、いま大手が大体考えておりますのは、直用で自分の会社で従業員がたとえば一万人あるいは五千人と、いろいろあると思ひますけれども、大体一割、一万人の場合には千人、あるいは四千人の場合には四百人というくらいのところは、直用で自分たちが意欲的にそういうものを確保しております。それからみずから研修会でございますかを持まして、それを意欲的にふやして直用でふやしていくということをまづやっております。それから建設省なり労働省で建設大学なり、あるいは労働省で技能養成所がありますから、そういうところとの連絡もつてその問題の解決に当たつております。なお、さらにそういう解決する方法があれば、業界全体としてもできることがあるなら御協力をさせていただく、という考え方でございます。

○参考人(鈴木光男君) この問題につきまして、日建連が中心になりまして、いまちよつとした対策を考えて準備会を開いておるわけですが、私は、私は従前からこの建設技能者につきましては、国としての施策があまりにも軽微といひますか貧弱といひますか、そうした点にあるのじゃないかというふうに考えております。ということでは、いまの国民性、特に若い者はもう中学を出ますとすぐ高校に行きたがります。したがつて、上級学校に進学するということを念頭に置いておりますので、私はこの技能の養成所だとか訓練所だとかいうような労働省関係のものがあり、あるいは地方の府県にもございまして、それを一変していただきまして、技能高等学校というように課程を設けて、さらに技能学校に入学する者に対しては、いわゆる衣服だとか食料だとかいうようなものは一切国費でまかなうというふうな方法をとつていただく、そうした徹底した方法をとつていただきますならば、必ず私は不足はないのじゃないか。それから特にいまの青少年のいふや

る進歩目標といつております。われわれの考え方を推して考えますときに、高等学校というひとつの学校方式で教育をしていく、これは一部の県にはあると聞いておりますが、まだ私共地には行っていないと聞いております。それに切りかえたために非常に成績をあげておると聞いております。そういう点から特に不足をしております大工、左官という点から中心にいたしまして、国営のそうしたりつばなものを創設していただければ不足はしないというように考えておるわけであります。

○参考人(小川耕一君) 第一点の外国企業の進出の問題でございますが、これは私はそれほど大きな問題にはならぬだろうと、まあ結論から申し上げますとそういうことになるんです。と申しますことは、先進国、これはまだ日本よりも労働賃金が相当高いんです。特にアメリカなどは建設産業の従業員の賃金が高過ぎて弱っているというようにも伺っております。そういうような状態で、先進国の侵略というようなことはそれほど心配することはないだろう。そこで、問題になり

ますのはむしろ低開国、これは安い労働力を持つてゐるわけですね。韓国であるとかあるいは台湾であるとか、こういうところは安い労働力を持つてゐる。これの進出ということが懸念されるんですが、まあ最近この建設産業も相当機械化されてきております。技術も高度化してくるといふような点で、これもそれほど心配はする必要がないんじゃないかと、まあ私は非常に楽観論かもしれないんですが、そんなふうに考えております。

それから、第二点の業界の合理化の問題ですが、これは私は建設産業は農業に次いで日本では合理化のおくれている産業ではなからうかと、こんなふうに考えております。したがって、業界全体としての合理化、まずこれを考えなければいかぬだろう。アメリカなどは非常に進歩して、まして、そして機械は機械の貸与会社がある、それから労働者はやはり職別が非常に発達しておつて、職別に注文一つ発するとそこから提供を受け

る、こういうようなことになっておるわけですね。したがって、建設産業というような波のある産業、しかも受注産業の場合には、理想としてはそういう形にいくことが理想じゃなからうかと、こう考えておるわけですね。それから各個々の業者の合理化、これも非常に必要だと思つております。そこで、先ほど来問題になっております協業組合あるいは協同組合、ジョイント、こういう問題がぜひ必要なんではないかと、いまのところ、かりに五社なり十社なりが協同組合をつくつた――まあ地方の中小業者はほとんどが官庁の仕事を対象に商売しているわけなんです。こういう連中が五社集まつたから、じゃあいままでのだけの指名があるかということになると、これが減つてしまふ。そこで非常に協業あるいは協同というような方式が立ちあがっているというところは考えられると思うんです。ですから、まずこれはやらなければならぬことだと思つて、発注官庁においてそういう面の対策をまず考えていただく、そして合理化を進めていく、こういう方法で進めていきたいと思います、こんなふうに考えております。

○高山恒雄君 内山先生に御質問申し上げたいと思つて、先ほど先生も御心配されておるよう、信用のできない業者をこの許可制である程度制約をする、これには賛成だと思つておるんですが、この点についてはだれも反対する者はないと思つておる。ただ問題は、業者のつまり制限をするための危険性が多分にあるんじゃないかと、先ほど二宮先生も御質問なさつたように、中央のいまの機関あるいは地方の状態では、そういうものを整備するような状態にはならないのではないか。したがって許可制にしたために、むしろ業界が少なくなつて、そして逆に値上がりをするとか、そういう問題まで影響が出てくるのじゃないか、こういう心配をわれわれはするのです。その点ではどうお考えになっておりますか。なお、前田さんにお願ひしたいのですが、先ほどおつしやつたように、三百万というこの建設業

者の労働者の方がおられるわけですが、これには臨時工が延べ時間でやつぱり含まれておると私は思ふのです。一体建設業界の常用工というのは、どのくらいおられるのか、その働く者の労働条件と、臨時の労働者の条件というものが非常に格差があるんじゃないか。このことは是正が要する限り、今後の建設業に対する労働力の不足というものの解決にならない、こういうわれわれ心配をしておるわけですが、この点でひとつぜひお聞かせ願ひたい。

なお、今さんにお尋ねしたいのですが、先ほどおつしやつたように、二つ以上の技術を持つことには非常に心配しておるということですが、現実にはたとえばタイル工業ですか、あるいは塗装工業、三つぐらいの仕事をする業者でできるようなおつておるのかどうか。もしそれを引き受けても、その人がまた下請の下請に出して、そしてやるようなことになっておるのか、技術面の点です。から、この点ひとつお聞かせ願ひたいと思つております。

○参考人(内山尚三君) いまの御質問でございますけれども、私も建設業の許可制がそういうふうになつてくる心配はしているわけでございますけれども、ただ重要な産業でありながら、建設業に対する関心といふか、そういうものが非常にないために、建設業はむしろ自己防衛的に、たとえば不当な単価で受注しないように協定を結んだらして、そしてそれが順番でやるとかいうようなそういうようなことで、ほんとうならば競争に負けてしまふという業者がやはりあると、そういうことは、そういう意味でやはり競争に耐えられない業者は、これはつぶれていくことはいたし方ないと思つておる。ただ大手と中小と比較いたしますと、資本力からいいますと、いろいろの点において大手のほうがすぐれております。したがつて、そういうほんとうの意味の建設業者、建設業をまじめに経営している業者が少なくなつていくことは、これはいけないことであると思つておる。私はジョイントベンチャーとかあるいは協同組合

というようにおつて、地方の中小建設業者は、やはりもつと考えなければいけないのじゃないか、特に資本の自由化とか、ほかの大きな資本を持つた業者が建設業に入つてきた場合に、これに対抗していくためには、もつと自分たちの一人の力でなくて、何人か力を合せて、そして仕事を受注していくという方向に持つていかなければいけないのじゃないかと思つておる。私は建築費がどんどん上がつていくというところは、いろいろの原因がありまして、建設業者の近代化がおくれているというだけで説明すべきではないと思つておるけれども、やはり建築費が上がつていくということに對する世間の批判も、今後起こつてくるんじゃないか、そのときにちゃんと考えられるだけの準備をやつたりしておかなければおかしなことになるか、公正取引委員会なども問題にされる可能性が起つてくるんじゃないかという懸念はしております。

○高山恒雄君 私が心配しますのはそのとおりですが、たとえば建材でも東京では坪当たりで十五万、九州では十萬弱。ところが日本全体から見ても新しい新建材といふのをいまだこの県でもみない。むしろ建材は近畿、関東方面が建材のやつぱり主産地です。九州は輸送費がそれだけかかる。ところが九州は安くできる。むしろ労働賃金も安いと思つて、何ほかに安いと思つて、そういう状態の中でさらに特定の許可制というものが実施されるといふことになる、そういうものに拍車をかける一つの大きな要因になるのではないかと、こういう心配をするわけですね。むしろ労働賃金の違いもありましよう。しかし、建材は逆に産地のほうが安い、輸送費から考えてもですね。そういう問題からこの許可制というものの対する制限の一つのやつぱり危険性が起つてくるのではないかと、こういう点を心配するものですからお聞きしてゐるのです。

(理事松本英一君退席、委員長着席)
○参考人(内山尚三君) 東京や大阪と地方と比べて建築費が非常に差異があるというところは、私も

よくわからないんですが、ただ考えられますことは、都会における住宅難、これは非常に深刻なものですから、やはり現在東京に住んでいる大工さんだけでなくて出かせぎ労働者、これによつて都会の建設工事を行なうといつた場合、やはり募集費とか住宅が非常に御承知のように高いものですから、こういう何かがいかに関係して高くなるんじやないか。ですから、ほんとうにやはり建築費を下げていくというやうなことになるように、建設労働者の特に出かせぎ労働者が宿泊などもこれらの業界で考えていかなければ行き詰まるんじやないかというふうに考えております。これは業界だけの力だけではできないので、やはり政府が低利資金で宿舎をつくらうと、政府と業界が考えてやる必要があると思ひます。

それから先ほどの許可制の問題で、どんどん建築費が上がっていくんじやないかという御質問ですけれども、これは今度実際に許可制の政令にまかされていくところが多いので、そう考え合わせでみないとわかりませんけれども、私はそれだけ現在のいろいろな政治情勢から考えまして、非常に少く許可制を制限してしまつて、そして需要供給のバランスがくずれてしまつたといふやうなところにはないかといふやうな、またそういうふうな許可制を持つていくべきじやないかと思つております。

○参考人(前田又兵衛君) 御質問をいただきまして臨時工の数でございすけれども、実はそれだけの勉強をしておりますので、確たる数字はちよつといふ申し上げることが不可能でございす。しかも、直用工と臨時工も元請の場合と下請の場合もちよつと直用工もございすので、そのしすちよつと数字のことにつきましてもお答えできない。待遇の問題でございすけれども、大体がやつぱり出かせぎの方と直用工との比較だと思ひますけれども、最近のこういう情勢でございすからそんなに悪い、差があるというやうなことは考へておりませんので、時間外なりあるいは場合によつては徹夜をしないやうな、そういう

た場合にはきちんと規定されたことは実行もしております。

次は、ここでこういうことを申し上げるのは本意ではありませんけれども、先ほど一番最初に月橋さんのおつしやつた汚職をやつた職員が榮転をするであらうというやうなことにつきましては、断固としてありませんから、これはそういうことはこういう席でむしろ私は言ひたいと思ひます。うふうにこれは考へておられまして、これは最近私のほうの会社の実例で申し上げますと、去年実は鉄道工事で私のほうの会社は確かに汚職が起きました。そこで金額はたいしたことはありませんでした。そこで金額はたいしたことはありませんでした。したが、事情もありました、ありましたけれども、新聞紙上にも伝えられまして、指名停止も約二カ月ばかり食ひました。そこで、私のほうの会社の副社長以下専務、それから関係者に対しては三カ月の減俸をやつた。それから現場の所長、それからその当事者は約一カ年間の会社から出勤停止、しかし、それでは本人が困りますからいろいろ考へまして、傍系の傍系会社に私みずから頭を下げて使つてやつてくれというのをとつたのですけれども、本人はそれまでの御心配はしていただく必要はありません、それで退職金もいただく必要は、そうして必ず三年後には私の前に出るように更生をしてきますからやめさせてくれというやうなことでやめてまいりました。そのくらいにやつておりますから、決してこういうことはこの時代においてそんなことはこれは絶対ありませんですから、その点は余談でございすけれども申し上げます。

○参考人(今洋君) まず、先ほどちよつとお話し申し上げましたように、この建設業法の分類があるわけでございすけれども、たとえば左官工事業の場合には、単に壁を塗るだけでは最近ございせん、左官はスプレーという吹きつけを使ひます。その吹きつけの技術というのは従来が塗装の分野になつておつたのですけれども、使用する機械、コンプレッサとかそういう使用する機械も、吹きつける機械もほぼ塗装と同じやうなものだとい

うことになりまして、当然左官工事業をやつていふ人は同じ技術と技能で塗装もできるといふことになるわけでございす。それでわれわれのやうな零細のところではなせ所得がなかなか上がらないのかといふことを考へてみますと、たとえば一式を請け負つておる方は、現場で着工から竣工まで仕事があるから毎日現場に行くのですけれども、ガラス屋になりますと、わずか一時間、二時間現場に行つて次の現場に行く、ところがサッシや建具が居いてないと半日そこでも待つていなければならぬ。そこでは一銭の金にもならぬから、そういうことでは私たちがより生活をよくしようと思つて、関連する多くの技能をなすべく身につけて、すき間のないやうに働きたいという気持ちが出てくるわけです。そうしますと、一つでも勉強して次の仕事を、新しいものを身につけておこつて、こういうふうになつてくるわけ

です。だから私たちのところはせいぜい三人ないし五人程度の職人が一緒にやつて、まあ親方を中心にして仕事を進めていく、こういう形態です。それが関連するものを引き受けたからといつて、それを全部下へ投げるというのではないわけでございます。もう少し上になれば、それはまた別かもしれませんが、もう少し上になれば、それはまた別かもしれませんが、私たちの立場でいへば、もうなるわけでございます。したがって、もう一つは、非常にまあ新しい材料だとか、工法だとか変わつてまいります。たとえばこれはちよつと古い例ですけれども、木舞工といふのがございした。竹を組んで壁の下地をつくるやつですね。あれがだんだんラスボードという新しい材料が出てくることによつてなくなつていくわけですね。そうしますと、出てきた新しいラスボードは一体だれがやるかといふことになると、当然失業してしまふやうな木舞工が、それを身につけてやればいいんですけれども、結局、板ですのうでそれを打ちつけたりなんかすると、それは大工の分野だといふことになつて、大工さんのほうに取られてしまふ。それも、関連したものが出てきて、今度はまだ新しい全く予想がでないものが出て

きた場合に、この分類でいけば一体だれがやることになるのか。そのたびに一々許可願を出して、経験が十年以上といふことになると、新しいものに對しては経験がゼロなわけですから、どこか力があつて早いところのほうに勝ちだ、こういうことになつても非常にぐあいが悪い。中建築の御審議の過程で出てまいりましたことも、ある職分を一つの許可対象にしたりあるいは登録の対象にしたりといふことで考へていつたほうがいいし、そういうやうに非常に変動性のある建設業の場合には、こういうやうに細分化することも必要かもしれせんけれども、むしろ、これは法律に入れるよりも政令事項にしておいて、そのとき的情勢に合わせて分類を変えるなり、何かそういうやうに少し臨機応変と申しますか、そういう措置のほうが望ましいのではないかとはいふに私は考へます。

○高山恒雄君 ありがとうございます。

○春日正一君 さらの小川さんと鈴木さんにお聞きしたいのですけれども、この許可制にする理由として、業者が非常にふえて、過当競争を防止するといふやうなことを言われたのですけれども、そのところをもう少し詳しく聞かしていただきたいのです。つまり、私はそういうことになると、どの程度までじゃ減らせば現状でいいとお考へになつておるのか、あるいは過当競争といつても、こうして並んでおいてはなるのを見ると、非常に大きい仕事から、それそれの仕事の對象が違つておる。と、その過当競争といふのは、たとえば小川さんの協会のワクの中の過当競争、鈴木さんの協会のワクの中の過当競争といふことを言つておいてはなるのか、あるいは建設業に参加する全体の中で許可制によつて過当競争防止のために整理、淘汰が必要だと言つておいてはなるのか、そこら辺のお考へですね、そこをひとつ聞かしていただきたい。これが第一点です。

それから第二点は、お二人とも受注分野を確保するといふことが大事だといふやうなことをお

しやつて、私もこれ非常にこれから大事な問題になつていくことだと思ひますけれども、その確保をどういふふうにして確保していきたいか、どうしたらいいかというふうなお考えがあるのかどうか、そこをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、内山先生にお聞きしたいのですけれども、下請保護のいろいろ今度条文が出ています。しかし、これは実際問題として効果があるか、どうしてその効果を担保できるか。たとえ下請の支払い遅延防止法というものができたけれども、あんなものは何の役に立たない。手形の長いものを出したことで訴え出れば下請を切られてしまふ。だから、どんなひどいことをされたつて口が聞けぬというのが、下請の状態です。そういう状態のもとでまあ建設関係はどういうふうになつてゐるか、私は詳しくは知りませんが、やはりいろいろの条項が出て、ぎりぎり、つまり裁判にでもなれば使えるかもしれないけれども、日常ふだんにおいてそれが履行されるという担保をどこで取つていくのかと、どこで保証をつけたらできるだろうかという疑問を持つてゐるのですが、その辺についての先生のお考えを聞かしていただきたいのです。

○参考人(小川耕一君) 第一に過当競争の防止の問題でございますが、これはわが国の建設業界のあり方、これに根本的な原因があると思ひます。と申しますことは、受注産業であるわけですから、それでわれわれの業界は、いま機械にしてもあるいは人的資源にしても、すべて最高度のところで持つてゐるわけですから、ここに問題があるわけですから、機械も人もたくさん持つてゐるのだから、どうしても仕事を取つて消化していかなければならぬ。そうしなければ機械の償却もできない、金利も払えない、人間を遊ばせておいても給料を払わなければならぬ、ここに問題がある。ですから、先ほども私、この問題がよつと触れましたけれども、アメリカのように、機械は貸与会社がある、人手は職別から供給を受けるということになりますれば、最小限のもので間に合つていく。要するに経常経費というものは非常に少なくなつてくるわけですから、したがひまして、そんな無理をして仕事をやらなくてもいいのです。要するに適正な利潤のある仕事だけ拾つていけばいいのだ、こういうことになるわけですから、いま申し上げましたように、無理な設備、無理な人のかかえておるために、過当競争にこれはつながら、こういうことになるわけですから、それから一つは、やはり何と申しますか、業界が、労働者は少ないが業者は多過ぎる。これはやはり大きな一つの原因じゃないかと、こんなふうに考へておられます。

それからその次の受注分野の確保。これは先般来建設省でA、B、C、D、Eというふうなランク制度というものを設けましておるのですが、これが上限についてははつきりしておるわけですが、Aは幾ら以上、Bは幾ら以下と、Cは幾ら以下と、上限についてははつきりしておるのですけれども、上のほうから下のほうにいくのに、これはランクは守つていくのだ、上下一段階ずつ守つていくのだということになつておるのですけれども、実際にはなかなかそれが実施されていらない。したがひまして、私はやはり特別な事情がない限りは、そのランクで縛つていく。AはAのランクの者だけにやらせる、BはBのランクだけにやる、こういうふうな特定の何か継続工事とかあるいは付帯工事とかそんなものは別ですけれども、そういうもの以外はそのランクに当てはめて指名をしていくということになりますれば、この受注分野の確保というものはおのずからきまつてくると思ひます。

それから一般民間工事ですが、これはやはり信用というものが問題ですから、いまのような状態ではやはりどうしても大手業者、安心して委託のできるところへ片寄るという形になると思ひます。これを解決つけますのは、やはりアメリカあたりがやつておるボンド制度、これを日本も取り入れていくと、安心して発注者が頼める、また、危険も起こらぬというふうな形を整えるのが、中

小業者の受注分野の確保で一番大事なことじゃないか、こんなふうに考へておられます。

○参考人(鈴木光男君) ただいま小川参考人がお話ししたことと大体私の意見は一致しておりますが、過当競争、私はこの建設法の改正にも影響があると思ひますが、それ以上に業者のおののワケというものをはつきりしていけば、それほどの業法改正の影響は少ないんじゃないかというふうな考へであります。特にいま小川参考人が申し上げたように、ランクの厳守といひますか、そうしたことを発注官庁あたりからよく適切に指示をしていただく。したがつて、中小は中小の範囲内の仕事をやつていけるように指導していただくというふうなことが私は大事じゃないか。特に第二点の受注分野の確保の問題でございますが、これはいまお話ししたように、上のほうから下へ下がるのは容易であり、下から上へ上がるのはなかなかむづかしい。特に最近建設省のほうの次官通達で、中小の受注分野の確保というふうな通達をいただいております。これにも成績優良のものは取り上げようというふうな、特に成績優良と書いてありますが、そうした非常に上へ上がるのはむづかしい、下のほうへは来やすい、それからまた一般の大衆から考えましても、大きなものをやらしていただくほうが安易であるというふうな考へ方もあり、またこれは官庁にもそうした考へ方があるようにございます。そうしたことから、受注分野の問題につきましては、中小業者を何か一つの線を引いていただく必要があるのじゃないか。特に私は、百貨店には百貨店法がございしますように、この建設業にもやはり一つのワケをつくつていただく、いわゆる中小の分野、大手の分野をはつきりする。それから特に日本では支店、出張所あたりは自由に自分で設置ができる、これらも百貨店法のようにある程度の法律で規制はできぬかということでございますが、そうしたことをしていただくならば、中小業者も浮かばれるということもあるわけでございますが、現在のところでは、やはり力の強い大手さんのほう

が強いということでございます。中小業者がどうしても前段の過当競争に陥りやすいというふうな言へるのではないかと、こう考へております。

○参考人(内山尚三君) 先ほどの建設法の改正案に下請保護の規定が人つてゐるけれども、実際にいへばあまり効果がでないんじゃないかという御質問でございますけれども、私は効果はあると思ひます。これはやはり訓示規定で罰則がないのですけれども、それを守らなくても何らの不利益も受けないのですけれども、やはりこういうふうに進まなければいけないということがあることによつて、やはり一歩前進するんじゃないかというふうな考へております。さらに加えて申しますと、このように労働力の不足ということになつてくると、結局労働者を握つてゐる下請がだんだん強くなつてくる。それから、やはり下請が最近では機械を持ったり、いろいろやはり独立した職別工事業者へ労働供給業者というのから脱皮していかなければいけないし、元請自体もやはりいろいろな危険を分散するという意味で下請が強くなつてほしいという要求がありますから、それがだんだん進み、さらに経営者が若い経営者にかわつてきますと、元請と下請との関係が、もうやはり対等な関係にしなければいけないのじゃないかというふうな、そういう要因から、私はいままである名義人制度といひますか、そういうものが次第に薄れていくのではないかと。ですから、一つの会社だけしかやらないというのでなくて、ほかの万一のことを考へて、ある業者だけの仕事をやつて、その業者の仕事がなくなつたときには、大きくなればなるほどこれでおつてしまふ。ですからほかの仕事も取つておかなければいけないというふうなことになると思ひます。そう元請が下請に不当な要求を突きつけても、これ最近どの程度変わつてゐるかは私ばかりかもしれませんが、戦前のように生かさぬように殺さぬようにというように元請が下請をやるのが最も元請の経営のコツだというふうな考へ方では、元請自体が競争に負けてしまふのではないかと、そういうふうに考へておりますので、そ

うほうに持つていかなければいけないという意味でここに掲げたので、全然効果がないとは私は言えないと思います。

○春日正一君 そのところ、私も効果がないとか意味がないというのを言っているわけじゃないのです。ああいうふうな保護規定をきつとつくることは大事なことなだけども、それがほんとに守られるかどうかというのでは、いままでの大きいのと小さいの力関係では、大体大きいほうが無理言つたら泣き寝入り、支払遅延防止法なんというのは、中小企業界で聞いてみますと、ひどい手形もらっているけれども、それをなぜ訴えないか、訴えたと切られてしまふ、だから縁を切るつもりなら訴えられるけれども、切れない。それには私は私なりの考え方があるけれども、それは別として、これはたとえ今度のそういういろいろな規定ができたとしても、それがいまのいろいろな力関係の中でほんとに守られていくのか。将来近代化というか経営を近代化して対等関係がずっと発展していつて、将来そうやっていくという一つの展望があるにしても、現状で法律がある以上守らせなければいけません。守らせるにはどういふことが必要なのかということ、そこらの辺を学者の立場からどうお考えになつてゐるか、そういうことなんです。

○参考人(内山尚三君) まあ私はやはり現在では仕事を消化し切れないほど、むしろ大業者は選別して工事を取るといふような現状でありますので、ですからこれがどうしても下請が工事がなくてどこかに付いていかなければいけないというふうなことになると思います、これはまた非常に変わつてくると思いますけれども、現在の情勢から考えまして、下請がだんだんやはり強化されていくのじゃないか。ですからもう先に、これ法律ができる前に、元請と下請の関係が私は一歩進んでいくというふうな考えもいろいろのじゃないかと思つて、それでむしろ私は元請があくまで古い考案者に対していつた場合は、これはやはり元請

あるいは大業者自体の立場がくずれていくのじゃないかというふうな考案者でありますので、実際にこれは罰則規定も何もありませんから、これ設けたからといってどういふことにはないわけですが、むしろそういう方面から変わっていく。それから、そういう意味でどういふふうにしていかないと、元請あるいは大業者がだめになつていきますよという訓示的な意味であつてもいいのじゃないか、というふうな考案者であります。

○佐田一郎君 参考人の皆さん御苦労さんです。内山先生と前田社長さん、それから鈴木さんお三人にお尋ねをします。

最初に内山先生、学者としての立場からお願ひいたします。今度の法律の第二十四条五号に、先ほど先生がお話になつたような特定建設業者の支払の免除規定がございます。これは金額については政令で定めるといふことになつておりますけれどもこの第一次下請業者それから二次、三次ある場合もあるわけですが、その場合に先ほど先生のお話では、一次下請業者が責任を負うことが正しいのだというふうなお話があつたわけですが、その法案の運用はしたほうがよろしいかどうか、これが一つ、第二は、一体下請といふものは、これはたとえ材料だとかセメントといふようなものの納入業者までその対象として元請業者は責任を負うべきかどうか、こういう点を第一にお尋ねをいたします。

それから次に第二点は許可の欠格事項の中にございまして、第八条に条文がございまして、これはいろいろ法に触れた者に対しては許可をしない、そういう条項ですが、そういう中にいろいろ法律と申しまして、建設業関係の法律もたくさんございまして、火災の取り扱ひだとか、あるいは道路交通法とかいふものも最近非常に多いわけですが、そういうものも加えるべきかどうかという点です。これは非常に大事な問題ですが、この点第二点として。

それから第三点として、今度の業法の改正は非常にけつこりな点ですが、ただ許可制になるため

に、建設行政というものが官僚支配が非常に強くなるんじゃないか、そういう心配があるわけなんです、この点はどんなものでござい、先生のお考えを第三点としてお尋ねをいたします。

それから第四点として、大臣がたびたび、ことしは中小業者や小業者の育成を優先するんだと言つておつても、なかなか末端まで実際にいまでも行なわれておらない。すでに入札合理化の、先ほど小川先生からお話があつたけれども、上限下限というふうなことで、Aクラスが一億五千万円以上とか、あるいはBが五千万円から一億五千万円といふようなランクがあるわけですが、つまりこのランクに対する金額といふものは四十年に私は最近では規定がきめられて実施されていると思つておりますが、これについてもうひとつ六年たちますから、さらに私は拡大をして中小企業者の参加を向上させていくことが必要ではなからうか、こういうことをお尋ねいたします。

それから前田社長には、先ほど資本の自由化については小川さんはまあ影響はない、こういうお話をあつたわけですが、しかし、内山先生からはこれは非常に重大な問題だと、こつこつとあつたんです。日建連の大きな業者の立場から見ると、私はこれは重大な今度の建設業法の改正も私は関連があると、こういうふうにお考えをしております。それはもちろんいまの賃金、確かにアメリカは高い、日本は安い、こういうことが私が労働者に関する限りにおいては、まあわが国のほうが自信があると思つておられるけれども、問題は資本の自由化といふことでございまして、資本が相当に脅威を受けるんじゃないか、こういうことです。特に先ほどお話しの中にもあつたこと、将来は大きな他の資本が入つてくる、あるいはまた他の業種から転業してくる、今度の法案では、いわゆる経験者が責任者にならばいいんだ、資本があればいいんだ、こういう条項以外に何もありませんが、これはもう許可する以外にないんですが、したがって外資が入つてきた場合に、いわゆるそれ自体が許可の対象になるのか、小さな業者を買収す

るといふことはちよつとおかしいですけれども、いわゆる資本を手にしてそれに対して資本を投入するといふこともできるわけですが、したがって、大手業者としては、そういう外資が入つてきた場合の、いわゆる実際の形の上では資本だけ持つてきて、そしてあとは内地のものを使うんだと、こういうことになつたならば、相当影響があるんじゃないかというふうには私は考案者であるんですが、前田社長のお考えはどうか、これが一つ。

それから第二に、特定建設業者の財産的基礎といふのは、一体どの程度に置くことが妥当であるか、政令で定めることになつておりますけれどもこの点を一つ御参考にお聞きしたい。

それから鈴木先生には一つ、一般建設業者の財産的基礎は、資本あるいはその他の関係においてその基礎といふのはどこに置いたらよろしいのか、これを一つ御参考にお聞かせ願ひたいと思つております。以上であります。

○参考人(内山尚三君) 第一の御質問でございましてけれども、これは四十一條の二の問題でございましてよろうか。

○佐田一郎君 それに関連はありますが、法二十四條に……

と、二十四條の二の「下請負人の意見をきかなければならない」と実は私もこの条文を見まして、これはどういふことを言つておられるのか、実はよくわからないのでございましてすけれども、これは前もつて普通下請に対して特命の場合は相談してやるということが考えられるのですけれども、いわゆる見積もり合わせといふんです、競争入札の場合に、この場合は落札した者があとでいろいろ打ち合わせするといふ意味だとしますと、私はやはり下請は下請のいわゆる企業の方針で元請に左右されない、元請がいろいろものをつくつてくれということに對してそれをつくればいいので、あまり元請が下請に干渉をしなくともいいんじゃないかという意味で、意見の聴取といふものはよくわからないのでございまして、ただ四十一條の二

で立てかえ払いをするという場合にどの範囲の下請かといふと、これではつきりしないと思ひます。ただ非常に管工事、電気工事などで大きい設備工事業者などで大きい下請があるわけですから、それが又請、孫請させて支払いをしなかつた場合にも元請が負担しなければいけないのか、立てかえ払いということになりますと、これは非常におかしいことでありまして、たぶん私が考えるのは、いわゆる労働だけ提供して、労働供給業者が孫請などさせて支払わなかつた場合に、元請のほうで立てかえ払いするという意味に私は解しております。そうでないと非常におかしいことになる。先ほども言いましたようにむしろ労働供給業の下請はこれではなくして、そうして一つの企業として職別工事業者として独立したものに下請はなつていくべきであつて、そういうことになれば第一次の下請が責任を負うべきである、こういうふうに考えます。労働供給業者は組合員ですね。アメリカやヨーロッパの国のように、将来はやはり職別の労働組合のほうに進んでいくのじゃないかと思ひますし、そうでない下請はやはり独立した工事業者となつていくと思ひますので、だんだん労働供給的なものは分化していくというふうに私は考えております。

○佐田一郎君 ちよつと関連で恐縮ですが、四十二条にも関係がありますが、いまのあれは、第二十四条の五に特定の建設業者の支払い義務免除として、「資本金額が政令で定める」ということが書いてあるわけですが、これも私は次の委員会でも局にも質問しますけれども、つまりこれは一定の資本金額がある下請業者を使った場合に、二次、三次の下請の、つまり四十二条で起るような事例に対するいろいろの責任を免除されると、こういうふうな解していいのかわるか、その点を実は私はお尋ねしておるわけですが、先生いろいろ研究されておると思うのですが……

○委員長(田中一君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(田中一君) 速記を起して。

○参考人(内山尚三君) それから第二の、欠格条件、許可すべきかどうか、これを掲げてございませうけれども、これもどういうふうな政府当局は考へておられるかわかりませんが、私は先ほども言ひましたように、アメリカの建設業の許可制になりますと、その人間がいかに不正なことをして、そして一般の職問会を開いて、聞くところによりますと、公告を二回出して、許可していいかどうか出して、あれば困る、自分はひどい目にあつたということがありますと、ライセンス委員会でも問題になりまして、許可すべきかどうかといふことがきまるわけでありませうけれども、現在の建設省の許可制に取り組む体制から考えますと、私はとてもそこまで調べてきかないのじゃないかといふふうに考えます。そういう点は私は、許可制にするならやはりもっと本格的な許可制にやつて、そしてそういうものが絶えず許可する人間がどういふ違反をしたかといふようなことがファイルされていて、そして次に許可を与えるときに問題にするといふふうになるべきだと思ひますけれども、現状の段階ではとてもそれは考えられないと思ひます。

それから第三点でございませうけれども、いわゆる官僚制になるのじゃないかといふ、極端な表現をいたしますとそういうことになると思ひますけれども、まあ私もそういうふうになる可能性が全然ないとは言えないと思ひます。ですから、そういう点は許可を与える当事者、先ほども言ひましたように、全く公明正大な立場で、これは自分のことをよく言わなかつたから、聞かされたから、指名にしたのに指名に応じなかつたからといふようなことで、許可するとおかしなところかといふようなことが起こりますれば、これは許可制が根本的にくずれてしまうといふことになると思ひます。

それから第四のランクの問題でございませうけれども、これはやはり私は、できればバンド制度ができまして、ランクなどは考えないでバンドをつけると工事ができる。しかし、力がないと思ひ

バンドをつけませんから工事はできないといふふうな将来なつていくべきだと、そういう体制をやはり考へていくべきではないかと思ひますが、いますぐそれに切りかへるということではできませんから、その意味でやはり四十年にわたるランクですね、これをやはり再検討して現実に合うように当然すべきではないかと思ひます。

○参考人(前田又兵衛君) お尋ねのございました資本の自由化でございますが、日本の国の建設業は資本金が小さいものでございませうから、やはりそういう面では乗っ取られる、あるいは株を占有されるという心配があると思ひます。そこで、やはり自己の資本を大きくする、あるいは安定工作もすると、みずからとしてはそういうことも必要だし、同時に今後のこれは問題でございませうから、この許可制を御決定願うときに、外国からの資本供給の問題については、十分やはり御配慮していただきたいといふふうに考えております。

それから特定建設業者の財産的基礎でございませうけれども、自己資本が一千万円といふことがうたわれておるのでございませうけれども、大体これがやはり常識の線だと思ひますけれども、貸借価値がだんだん変わつてくるというふうなことになると思います、むしろ先生の御判断におまかせいたします。

○参考人(鈴木光男君) 一般建設業の資本の問題につきましてお答えを申し上げます。中建設審議をしております過程で非常にむずかしいいろいろの問題が出現して、小さな府県の業者では四〇%くらいしか入れぬじやないかといふような心配が出現して、建設省当局あるいは先生方にもそれぞれ陳情をさしていただきましたが、何回かいろいろな案が出て改定をいたしました、最後に一般建設業の問題につきましては、法の第七條第四号にありませうけれども、次のいずれかの要件を満たすものであること、といふことで、その一つが、「自己資本の額が、土木工事業又は建築工事業にあつては一〇〇万円以上、その他の工事業にあつては五〇万円以上であること。」それから第二点と

しまして、「土木工事業又は建築工事業にあつては一〇〇万円以上、その他の工事業にあつては五〇万円以上の資金(以下「必要最小調達資金」といふ)を調達する能力があると認められること。」それからさらに備考に次のようなことを出されております。「2)については、次のいずれかに該当する場合(倒産することが明白と認められる場合を除く)能力ありと認める。」それから「過去三年間」……これは関係ありませんが、その次のiiに「担保とすべき不動産等を有していること等により、必要最小調達資金について金融機関等から融資を受けられる見込みがあること」といふようなふうに変つてきて、現在私どもも中小の隷下のものを考えてみますと、百万といふ金があればいい、資産があればよろしい、さらにその百万円の金がない場合にはそれを何かを担保として借りられればよろしい、あるいは金融機関からそれだけの融資が受けられればよろしいといふようなふうに変つてきておりますので、現行の既設業者はほとんどこのワクの中に入るんじゃないかといふふうに考へておるわけでございます。したがつて、私どもは小零細まで考へまして日本の建設業としてはこの百万程度は適当な線ではないかといふふうに考へております。

○上田裕君 今さんにお伺いをしたいんですが、先ほどお話によりまして何百万という工事を實際にやつておる、そういうものでやれるんだ、やつておるんだ、こういうことでございませうので、そうしますと相当実質上資金が要るんじゃないか。親方があつてその下に何人かの大工さんとかいふことになる、あるいはその他の職人の方がある、こういうことになる、實際上資金が要るんじゃないかやなからうかと思ひますが、実態は相当資金が要るのかどうか、その点を第一点にお伺いをしたいと思ひます。もしおありになるといふことになると、今度の法律の第七條のあるいは第八條の要件、そういうものは当然満たされておられるんじゃないかと思ひますが、そういうふう

な許可をお受けになつておやりになるということはお考えにならないのかどうか、それが第二点でございます。

それから三百万円以下というのが衆議院のほうの附帯決議についてあるわけでございますが、そういう材料発注者であるということになり、労力のみを提供するんだ、こういうことになると、四十五坪の家であつてもその労力費は上がつてこないのじやなかるうか。それからいなかのほうの農家がそれに該当するんだというお話があつたけれども、いなかのほうの業者の方はほとんど一人親方でも建設業、建築の登録をしておられるんじゃないかと思ひます。そういう三つの点についてお伺いをしたいと思ひます。

○参考人(今洋君) まず第一点でございますが、現在三百万、四百万という工事をやつていらっしゃる者、それだけの工事資金を全部自分で持つていらっしゃることは、私どものクラスではほとんどないと思ひます。先生もよく御存じだと思ひます。それでは、私どもは主として木造建築が主でございます。で、大体農家ですと工期が半年程度です。それから都会地の住宅ですと大体二カ月ないし三カ月、これが季節によりましてたとえば五月とか九月とかいうように長期に雨が降る時期にかかりますと多少工期が変わると思ひますが、平均しまして大体農村住宅においては六カ月前後、それから都会地住宅では大体三カ月前後、こういうことになるわけであります。その間に四百万、五百万という資金を発注者からもらうわけでありますから、当然大工事のように月払い制、出来高によつて毎月毎月締め切りによつてものをもらうというよりも契約形態が大体こういうふうになつてゐるのが、町ばの場合には多いんです。最初契約をしましたときに三分の一、それから横上げが終わつた段階で約三分の一、あと完成後に残額を精算していただく、こういう方法を町ばの請負形式の場合にはとつております。それから直営方式の場合には、これはもうそのつど材料はもらひますので、支払いのほうは材料屋さんのほうに施主から

直接に払つていただくわけで、私どものほうは労賃だけいただく、こういうことになるわけであります。したがっていましてむしろ私どものほうは棟上げまでに約三分の二の工事代金をもらう、それであつて事後精算方式だ、こういう形です。その多くは資金を現在調達することはまずない。しかも建てられるほうは最近公庫を利用されたり、いろんな銀行ローンを利用されたり、いろんな形で資金調達方法を持つておられますので、それほど私どもでは大きなお金を常に用意しなければ工事が進められないという状態にはないと思ひます。直営方式の場合に三百万、四百万という工事が、労賃だけですと約三分の一以下に、大体三分の一よりちよつと少ないくらいに労賃だけになるわけですが、この場合に、法律の解釈でいろいろとごたごたが起きるわけなんです。たとえば、仕事の完成を約束するとこれは請負なんだというように解されるわけですね。そうすると私どもは、仕事を約束しないものに一体工事を発注するかどうか。かりに直営方式でも大工さんをお願いしますよと言われたときに、大体そこでは契約書を取りかわさないにしても、大体いさごらまでにつくつてほしいと言われると、まあそのくらいには何とかなるでしようという形になるわけですね。そうしますと仕事の完成を約束することになる。そうしますと現行建設業法の施行令の第一条によりますと、そういう場合にはその材料費それからその材料を調達するための運賃を合算したものを労賃の上に積み重ねて全体の金額とみなして工事金額をはき出すという、こういう規定がございまして、そうしますと、直営方式をとりながらも、場合によれば仕事の完成を約束していればそれは現実に請負なんだ、こういうふうには解されるわけですね。そうしていなかのほうでは、現在は五十万以上は登録をとらなければいけないことになつてゐるわけでありまして、たまたま労賃だけで四十数万で、全部そういう材料費を合わせますと八十万から九十万になるといふような左官屋さんとかそういう人がいた、そう

いう人が県庁に呼び出されてだいたいおきやうをすえられるというような事例がたまにございまして、それは直営方式なんだからと言つて説明をしましても、いま申し上げたような理由で実際には請負してゐるじやないか、こういうふうになされるのが非常に多いわけでありまして、したがって、少なくとも私どもは工事代金についてはそういう形で前払いをものとしながらあと三分の一程度事後精算方式にしたいと、こういうことでやつております。直営工事についても、なかなか最近直営工事といつてもそれは通らないような事情がございまして、したがつて自己資本というのは非常に寡少でございますが、かりに、私どもが問題にしますのは、三百万円未満については無許可でよろしいということになります。自動的の自己資本といひますか調達すべき金額といふのも百万円から三百万円に上がるのじやないか、こういうふうな考えられるわけですね。現在百万円と五十万円の小規模な、つまり軽微な工事の範囲が政令になるだろうと、こういうわけですが、それが衆議院の附帯決議のように三百万あるいは百万というように引き上げられますと、当然それに見合つた額に上げられてきます。そうしますと、とても三百万円という調達資金ではむづかしいのではないかと、たゞし、私どもの組合員の中でも、年間相当量をやり、なかつかつ現在私どもの組合員の中でも登録業者がございまして、こういう人が自己の意思によつて許可業者になつていきたいということについて、私どもは反対をするわけではないわけでありまして、許可制そのものが何かそういう細かいものに対して切り捨てるといふ印象が非常に強いわけでありまして、私どもは反対をしてゐるわけでありまして、

○上田徳君 そうしますと、いまの三百万円にたとへば上がったと仮定をいたしました、その場合に資本の状態といふもの、あるいは経済的な基礎といふものが前と同じような状態、百万ないし五十万、そういうようなことであると、そのことについてはあまり反対はない、こういうふうに解釈をいたしましたよろしうございませうか。

○参考人(今洋君) 金額から見ますと、そういうことになると思ひます。ただ、内山先生もおつしやいましたように、許可制そのものが業者の数を規制していくんだ、こういう目的で実施をされますと、これが特に政令事項でありますので、将来にわたつて永久に、それではそういう状態であるわけではしうし、これは物価の変動等もあるわけではしうし、私どもは完全な保証した希望をいだけないわけでございますから、したがって、やはり将来に対して大きな不安を持つ。もう一つは、私どもがなぜそれにこだわるかと申しますと、一般のサラリーマンですと会社につとめます。そしてだんだんと係長になり課長になる。はては部長、重役になることを夢みて一生懸命働くわけでありまして、私どもはそういうコースが全くないわけでございます。私どものところは働いてゐる職人は、自分の将来をいさぐたい自分も一人前の親方になつて仕事をしたいのだという非常に強い願望があるわけでございます。したがつて、将来に対してそういう若い人たちの道を閉ざすような形の許可制であるならば、私どもはやはり、若い人たちがこの業界に入つてきて一生懸命に努力されて将来を夢みていこう、そういうことはなくなるのじやないか。しかも現在では非常に職人というものは少なくなつておりますし、おそは屋さんにしても何にしろ、出前をしなごらいつかのれんを分けてもらえるということを楽しみにして現在出前してゐると思ひますが、おそは屋さんも最近のれん分けもしてくれないようでありまして、そういうおくれな労働の状況の中に置かれてゐる私どもとすれば、やはり将来のことを考えるとむしろ許可といふことではなくて、別にそういう人々を対象にした何かをつくつていただいて、先ほどちよつとお話がありましたように、小工事建設業法が何か、そういうもので救済するものならば、そちらのほうをお考えになつていただいたほうがいいのじやないか、と考へてゐるわけでありまして。

○委員長(田中一君) 以上で、参考人の方々に對する質疑は終わります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。本日は御多忙のところ、長時間貴重な御意見をお述べいただきまして、ほんとうにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願(第五九二号)(第五九三号)(第六五四号)(第六八〇号)

第五九二号 昭和四十六年二月八日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市高浜町四ノ七 横山 義男

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第五九三号 昭和四十六年二月八日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 山形市錦町一三ノ一三社団法人山形県宅地建物取引業協会内 国井 祐吉

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第六五四号 昭和四十六年二月九日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市津門宝津町一一ノ一 三 池田正一

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第六八〇号 昭和四十六年二月十日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 和歌山市秋月五三同和商事株式

会社代表取締役 辻 豊

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。